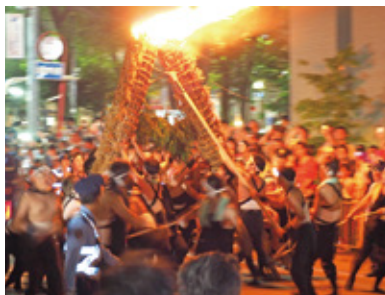


# 3年度 みんなでつくるまちの寄付金のご報告

3年度は、全国から7,800件、1億5,234万6,141円の寄付が寄せられました。集まった寄付金は各基金へ積み立てます。また寄付金を活用した事業は①消防・救助活動事業②農業用施設管理事業③池田五月山大文字・がらがら火祭り開催事業④観光促進事業です。同年度の寄付金の内訳や寄付者情報など、詳細は市ホームページをご覧ください。



がらがら火祭り



消防訓練

問 商工労働課 ☎754・7005

## 熱中症は予防が大切です

熱中症は命に関わることがあります。次のことにご注意ください。



### ～こんなときはためらわずに救急車を呼びましょう～

- ・意識がおかしい、はっきりしない
  - ・自分で水分がとれない
- ※救急車を呼ばない場合でも、積極的に病院で受診しましょう。

### ～熱中症かなと思った際の応急手当～

- ・衣服をゆるめ、涼しい場所（日陰、冷房の効いている場所など）で休憩
- ・意識がはっきりしていれば水分補給を行う（スポーツドリンクが効果的）
- ・必要であれば氷などで体を冷やす（冷やしすぎには注意）

問 消防署救急担当 ☎751・0119

## 一庫ダムの貯水量について

本市の水道水は、猪名川と余野川を主な水源としています。猪名川の上流にある一庫ダムの貯水量が減少しているため、5月12日現在で20%の取水制限が実施されておりますが、現在貯水率は回復傾向にあります。

現在のところ水道水の使用に影響はありませんが、今後も各水源を有効活用して、大阪広域水道企業団水を増量するなど皆さんの水の使用に影響が出ないように努めます。

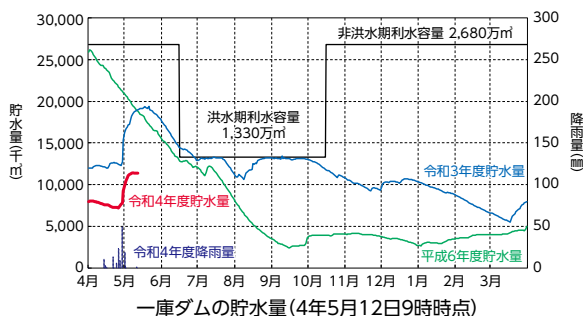
### 一庫ダムの状況



4年5月12日時点



満水時(参考)



一庫ダムの最新情報はこちら



問 上下水道部総務課 ☎754・6131

# 市営住宅入居者募集

## ～Recruitment for public housing～

市営住宅は、公営住宅法や池田市営住宅条例に基づき住宅に困っている低所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅です。

抽選会は6月29日(水)午前10時から共同利用施設池田駅前北会館5号室で行います。詳細は事前に市営住宅管理センターホームページや入居者募集のご案内などをご確認ください。



募集枠	住宅名	号室	間取り	建築年	設備	家賃(月額)
高齢者世帯向け	石橋	204号 (2階)	2DK	令和元年	風呂あり エレベーターあり	23,900円～46,900円
一般世帯向け		302号 (3階)				
高齢者世帯または 単身者向け	秦野	A棟104号 (1階)	3K	昭和41年	風呂あり エレベーターなし	11,000円～21,600円
一般世帯または 単身者向け		A棟303号 (3階)				10,000円～19,700円
一般世帯向け		C棟304号 (3階)	3K	昭和43年	風呂あり エレベーターなし	10,400円～20,500円
単身者向け		E棟202号 (2階)	3K	昭和45年	風呂あり エレベーターなし	10,300円～20,200円

募集案内配布期間	6月1日(水)～15日(水)
募集案内配布場所	池田市営住宅管理センター、市役所(6階都市政策課、2階行政情報コーナー、1階総合窓口課)、五月山体育館、ツナガリエ石橋、人権文化交流センター
申込受付日時	6月13日(月)～15日(水)午前9時～午後4時 郵送でも受付いたします。※6月15日(水)消印有効
申込受付場所	市営住宅管理センター(菅原町3-1ステーションN地下1階)
内覧会	内覧会の詳細は、募集案内をご覧ください。



市営住宅管理センター ☎754・2050  
月～金曜日午前8時45分～午後5時15分(祝・休日を除く)

# 病気やケガに備えて、しっかり納付を 国民健康保険料のお知らせ

6月中旬、被保険者の方に令和4年度国民健康保険料納付額通知書を送付します。  
府が算定した保険料率および賦課限度額は下記のとおりです。

## 保険料について

国民健康保険料は①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分の3つで構成されています。①と②は年齢に関係なく、国民健康保険被保険者全員に、所得に応じた「所得割額」、加入者数に応じた「均等割

額」、1世帯当たりの「平等割額」の3種類を合計して賦課されます。③は40～64歳の被保険者のみに「所得割額」と「均等割額」を合計して賦課されます。

### (参考)

計算例：世帯主45歳、配偶者42歳、子ども1人(10歳)の3人世帯の場合  
(世帯主の所得250万円、配偶者・子の所得は0円と仮定)

### ①【医療給付費分】 小計 307,964円

所得割 = (250万円 - 43万円) × 8.71% = 180,297円  
均等割 = 31,854円 × 3人 = 95,562円  
平等割 = 32,105円

### ②【後期高齢者支援金分】 小計 92,840円

所得割 = (250万円 - 43万円) × 2.66% = 55,062円  
均等割 = 9,426円 × 3人 = 28,278円  
平等割 = 9,500円

### ③【介護納付金分】(40～64歳) 小計 87,948円

所得割 = (250万円 - 43万円) × 2.48% = 51,336円  
均等割 = 18,306円 × 2人 = 36,612円

①+②+③合計 488,752円

## ■保険料計算表

国民健康保険料 = 医療給付費分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	8.71%	2.66%	2.48%
均等割	31,854円	9,426円	18,306円
平等割	32,105円	9,500円	—
賦課限度額 (年間保険料の限度額)	630,000円	190,000円	170,000円

## 保険料の軽減および減免制度について

令和3年中の総所得金額などの世帯合計が条例で定める基準額以下の世帯については、均等割額と平等割額が軽減対象となります。この軽減を受けるためには、必ず所得の申告が必要です。申告していない方は国民健康保険窓口で申告してください。

また、4年度から、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児(6歳に達する以後の最初の3月31日以前である被保険者)に係る均等割額の2分の1を減額します。(申請は不要です。)

低所得者世帯に対する軽減制度(7割・5割・2割軽減)の対象の未就学児の場合は、当該軽減後の均等割額をさらに2分の1に減額します。

主な減免(所得減少・災害減免など)については3年度から府内統一基準に移行しています。減免対象となる保険料は申請日時時点で納期末到達かつ未納分のみとなりますので、お早めに相談の上、お手続きください。

その他、国民健康保険に関するお知らせを15ページにも記載しています。

市役所からATMの操作をお願いすることはありません!

**医療費や保険料の還付金詐欺にご注意ください**

問 国保・年金課 ☎754・6253

# みんなで支える介護保険 介護保険料のお知らせ

被保険者の方に4年度介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。

## ●保険料は介護保険制度を支える 貴重な財源です

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と国・大阪府・本市からの公費を財源として、介護が必要になった高齢者に介護サービスを提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体で高齢者とその家族を支援するものです。保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

## ●保険料の軽減について

消費税の増税に伴い、平成27年度より第1段階の方の保険料を軽減し、令和元年度からは第2段階、第3段階の方の保険料も軽減しています。軽減分は公費で負担します。通知書には軽減後の金額を記載しています。

## ●保険料について

### ◎40～64歳(第2号被保険者)の方

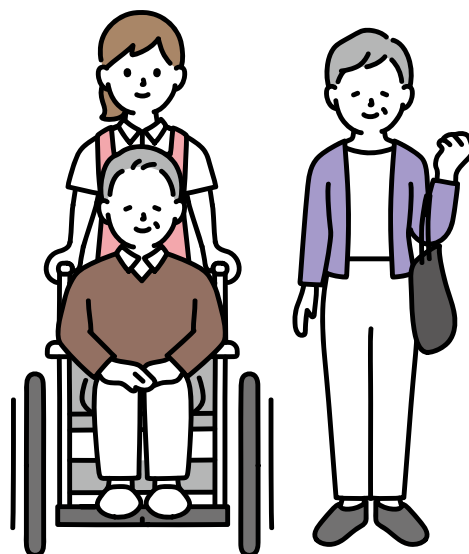
加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます。 ※詳細は各加入機関でご確認ください。

### ◎65歳以上(第1号被保険者)の方

保険料は、本人の所得状況や世帯員の住民税課税状況によって15段階に分けて決定します。

## ●便利な口座振替のご利用を

普通徴収の方は、納め忘れがなく安心な口座振替をご利用ください。 ※口座振替の申し込みは、本市指定の各金融機関・介護保険課にある口座振替依頼書に必要な事項を記入し、預貯金通帳と通帳届出印、介護保険料の納付書を持って、各金融機関の窓口でお手続きしてください。

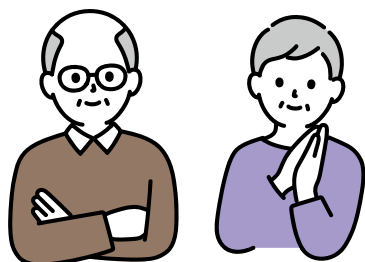


問 同課 ☎754・6228

# 後期高齢者健康手帳の配布

市内の健診実施医療機関で、4年度から後期高齢者医療健康診査を受診した方に、後期高齢者健康手帳を配布します。

後期高齢者健康手帳は、健診結果や、毎日の血圧測定結果を約1年分記入できます。受診券が届いたら、お早めに受診ください。なお、市外の医療機関で健診を受診した方で、健康手帳をご希望の場合は、①4年度の健診結果②後期高齢者医療被保険者証を持って、保険医療課へお越しください。



問 同課754・6258